

長浜市告示第168号

長浜市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成金交付要綱（令和4年長浜市告示第143号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

長浜市長 浅見 宣義

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

予防接種の種類	助成上限額
5種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）・H i b感染症）	20,000円
4種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ））	11,000円
3種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風）	6,000円
2種混合（ジフテリア・破傷風）	5,000円
麻しん風しん混合	11,000円
麻しん	7,000円
風しん	7,000円
日本脳炎初回	7,000円
日本脳炎2期	7,000円
結核（BCG）	11,000円
H i b感染症	9,000円
小児の肺炎球菌感染症	12,000円
ヒトパピローマウイルス感染症（2価・4価）	16,000円
ヒトパピローマウイルス感染症（9価）	28,000円
単独不活化ポリオ	10,000円
水痘	9,000円
B型肝炎	6,000円

様式第1号及び第2号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

長浜市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成対象認定申請書

長浜市長 あて

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(接種対象者との続柄：\_\_\_\_\_)

長浜市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成金交付要綱第6条の規定に基づき、助成の対象者認定を受けたいので、次のとおり申請します。

被 接 種 者	ふりがな 氏 名	( 男・女 )
	住 所	
	生年月日	年 月 日 ( 歳)
予防接種の種類  希望するものに○を付けてください	<ul style="list-style-type: none"> <li>・五種混合：初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種</li> <li>・四種混合：初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種</li> <li>・三種混合：初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種</li> <li>・二種混合：2期</li> <li>・麻しん風しん(MR)：1期・2期</li> <li>・日本脳炎：1期初回（1回目・2回目・追加）・2期</li> <li>・H i b感染症：初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種</li> <li>・小児の肺炎球菌感染症：初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種</li> <li>・ヒトパピローマウイルス感染症：2価・4価（1回目・2回目・3回目） 9価（1回目・2回目・3回目）</li> <li>・単独不活化ポリオ：初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種</li> <li>・水痘 : 1回目・2回目</li> <li>・B型肝炎 : 1回目・2回目・3回目</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>	
接種医療機関	名 称 所 在 地 電話番号	

※添付書類

- ・長浜市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種に係る医師意見書（様式第2号）
- ・造血幹細胞移植等実施以前の予防接種歴が確認できるもの（母子健康手帳等の写し）

様式第2号（第6条関係）

長浜市長 あて

年 月 日

長浜市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種に係る医師意見書

造血幹細胞移植により、接種済の定期予防接種の予防効果が期待できない下記の者について、この度、予防接種の再接種が可能な状態と認められると判断します。

なお、再接種の必要性及び副反応については十分に説明し、本人も了承しています。

記

被 接 種 者	住 所	長浜市
	ふ り が な 氏 名	( 男・女 )
	生年月日	年 月 日
接種済定期予防 接種の効果が期 待できないと判 断する理由	疾病名	
	理由 <input type="checkbox"/> 骨髄移植手術 <input type="checkbox"/> 免疫抑制療法 <input type="checkbox"/> その他（理由： ) (移植)手術日 年 月 日	
接種が可能とな った日	年 月 日	
再接種を行う 予防接種の種類  ○を付けてくださ い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・五種混合：初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種</li> <li>・四種混合：初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種</li> <li>・三種混合：初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種</li> <li>・二種混合：2期</li> <li>・麻しん風しん(MR)：1期・2期</li> <li>・日本脳炎：1期初回（1回目・2回目・追加）・2期</li> <li>・H i b感染症：初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種</li> <li>・小児の肺炎球菌感染症：初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種</li> <li>・ヒトパピローマウイルス感染症：2価・4価（1回目・2回目・3回目） 9価（1回目・2回目・3回目）</li> <li>・単独不活化ポリオ：初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種</li> <li>・水痘 : 1回目・2回目</li> <li>・B型肝炎 : 1回目・2回目・3回目</li> <li>・その他（ )</li> </ul>	
接種医療機関	名 称	
	所 在 地	
医療機関名 所 在 地 電 話 番 号	記載年月日	年 月 日
	医 師 名	Ⓜ
	(署名又は記名押印)	

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。